

東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>東京農工大学農学府・農学部運営規則 (平成 16 年 4 月 7 日 16 農経教規則第 1 号)</p> <p>第 1 条～第 4 条 省略</p> <p>(専攻長、学科長及び副学科長)</p> <p>第 5 条 専攻長及び学科長(以下「専攻長等」という。)は、当該専攻及び学科における業務をつかさどる。</p> <p>2 専攻長等は、学府長又は学部長が指名する。</p> <p>3 専攻長等の任期は 1 年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 専攻長等が欠員となったときにおける補欠の専攻長等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 副学科長は、学科長を補佐する。</p> <p>6 その他専攻長等及び副学科長について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 1～2 省略</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学府長又は学部長 (2) 学府副府長又は農学部副部長 (3) 農学研究院の評議員(学府を兼務する者に限る。) (4) 専攻長、学科長 及び副学科長 (5) 連合農学研究科長 (6) 第 9 条第 2 項に規定する施設長 (7) その他学府長又は学部長が必要と認めた者</p>	<p>第 1 条～第 4 条 省略(現行どおり)</p> <p>(専攻長、<u>コース長</u>、学科長及び副学科長)</p> <p>第 5 条 専攻長、<u>農学専攻のコース長</u> 及び学科長(以下「専攻長等」という。)は、当該専攻、<u>農学専攻のコース</u> 及び学科における業務をつかさどる。</p> <p>2 <u>農学専攻専攻長</u> は、学府長が兼ねるものとする。</p> <p>3 <u>専攻長等(農学専攻専攻長を除く。次項、第 5 項及び第 6 条第 3 項において同じ。)</u> は、学府長又は学部長が指名する。</p> <p>4 専攻長等の任期は 1 年とし、再任を妨げない。</p> <p>5 専攻長等が欠員となったときにおける補欠の専攻長等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 副学科長は、学科長を補佐する。</p> <p>7 その他専攻長等及び副学科長について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 1～2 省略(現行どおり)</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学府長又は学部長 (2) 学府副府長又は農学部副部長 (3) 農学研究院の評議員(学府を兼務する者に限る。) (4) <u>専攻長等</u> 及び副学科長 (5) 連合農学研究科長 (6) 第 9 条第 2 項に規定する施設長 (7) その他学府長又は学部長が必要と認めた者</p>	

附 則 (平成31年4月1日農規則第1号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成32年3月31日までの間、平成31年4月1日の改正前の国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程別表2に定める農学府の修士課程の専攻ごとに第5条第1項に定める専攻長を置く。
- 3 前項の専攻長は、学府長が指名するものとする。
- 4 第5条第1項のコース長は、前項の専攻長を兼ねるものとする。